

## 関係事業場 各位

栃木労働局長登録教習機関  
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

### 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育開催のご案内

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、事業者は危険又は有害な業務に労働者をつかせる場合、その業務に係る安全衛生の特別教育を行わなければならないとされています。

機械集材装置の運転業務もこの危険又は有害な業務の一つに定められており、特別教育の科目、範囲、時間数についての基準も示されています。

この度、労働安全衛生規則第36条7号に掲げる『機械集材装置の運転の業務に係る特別教育』を下記のとおり開催することに致しましたので、この機会に当該作業者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

#### 言 己

学 科 講 習	平成30年7月4日(水)	会 員 13,329円 (送料代・消費税込)	【学科講習会場】 コンセーレ カトレアルーム 宇都宮市駒生1-1-6 TEL028(624)1417
実 技 講 習	平成30年7月5日(木) (受講番号No.01~No.20)		非会員 15,329円 (送料代・消費税込)
	平成30年7月6日(金) (受講番号No.21~No.40)		

#### 【教育内容】

##### 【学科】

- ①機械集材装置に関する知識
- ②ワイヤーロープに関する知識
- ③関係法令 計6時間

##### 【実技】

- ①機械集材装置の集材機の運転
- ②ワイヤーロープの取扱い 計8時間

#### 【申込先】

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部  
〒321-2118宇都宮市新里町丁277-1 栃木県木協連内  
TEL028(652)2153 FAX028(652)1046  
受講料を添えてお申し込み下さい。

〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金178351  
林業労働災害防止協会栃木県支部

#### 【申込締切り】

平成30年6月25日(月)

#### 【定 員】

40名(定員になり次第締切ります。)

#### 【講習時間等】

〔学科〕受付午前8時50分(午前9時00分~午後4時00分)

〔実技〕受付午前8時20分(午前8時30分~午後5時30分)

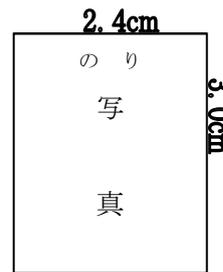
#### 【携 行 品】

受講票・筆記用具・作業服・ヘルメット・革手袋・雨具類

#### 【そ の 他】

- (1)受講申込書の氏名は必ず本人の捺印をして下さい。
- (2)受講申込書に写真(ﾀｲﾌﾟ3.0cm×ｺﾞｺ2.4cm)1枚を添付して下さい。
- (3)昼食・飲料水等のご持参下さい。
- (4)受講票に記載してある各事項をご確認のうえ受講して下さい。
- (5)受講申込書が不足の場合は、コピーして使用して下さい。
- (6)全科目を修了した方には『修了証』を交付します。

# 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 受講申込書・修了証台帳



ふりがな			性別	修了証		
氏名	Ⓜ		男女	※第 号		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	交付年月日	※平成 年 月 日		
現住所	〒 _____ TEL ( )					
勤務先	所在地	〒 _____				
	名称					

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

※実施管理者の確認欄	氏名	印
------------	----	---

会員	非会員	受講料	現金	振込

注) ※は記入しないこと。